

令和 5 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 1 4 |

令和 5 年 9 月 2 7 日 (水曜日)

総務委員会会議録

令和5年9月27日 水曜日

午前10時00分開議

午前11時02分閉議（実時間60分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第85号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第7号
1. 議案第73号・専決処分の報告及びその承認について（令和5年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分））
1. 議案第74号・財産の無償譲渡について（鏡町下村字屋敷の土地）
1. 議案第76号・訴えの提起について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 古嶋津義君
副委員長 橋本貴喜君
委員 田方芳信君
委員 高山正夫君
委員 堀徹男君
委員 村川清則君
委員 山本敬晃君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 谷脇信博君

財務部次長 岩瀬隆敏君

理事兼財政課長 中村光宏君

財産経営課長 塩塚将朗君

健康福祉部

健康福祉部次長
（福祉事務所次長兼務） 梅野展文君

総務企画部

デジタル推進課長 田中博之君

国際課長 秋田大助君

理事兼危機管理課長 増田智郁君

部局外

会計管理者兼会計課長 丸山尊司君

○記録担当書記

松崎広平君

（午前10時00分 開会）

○委員長（古嶋津義君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。なお、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知お祈りいたします。

○議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（古嶋津義君） それでは、最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部から説明を願います。

○財務部長（谷脇信博君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の谷脇でございます。よろしくお祈りいたします。

今、御案内ありました議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号関係分、歳入及び歳出の総務費を財務部岩瀬次長より説明いたさせます。よろしくお願ひいたします。

○財務部次長（岩瀬隆敏君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の岩瀬でございます。よろしくお願ひいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて、議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号をお願ひいたします。

1ページをお願ひします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ1億1160万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ647億9860万円としております。

また、第2条で地方債の補正をお願ひしておりますが、内容につきましては、4ページをお願ひいたします。

第2表、地方債補正でございます。表中、災害復旧事業は、補正前の限度額6億7760万円に650万円を追加し、補正後の限度額を6億8410万円としております。

なお、詳しい内容は後ほど歳入、款22・市債で説明をいたします。

それでは、まず、歳入を説明いたします。8ページをお願ひします。

上段の表、款11、項1、目1、節1・地方交付税では3072万3000円を追加しております。今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、下段の表、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目2・民生費国庫負担金、節1・社会福祉費負担金で、国民健康保険産前産後保険税負担金43万7000円を追加しております。これは、健康保険法の改正により、産前産後期間の保険税が免除されることに伴い、

免除相当額を負担する国の負担金で、交付率は2分の1でございます。

次の目3・衛生費国庫負担金、節1・保健衛生費負担金では、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金4455万8000円を追加しております。これは、予防接種後の健康被害救済制度における国の認定に伴う給付に必要な経費を追加するもので、全額国の負担金でございます。

次の目5・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金では、953万8000円を追加しております。これは、市道腰越～平線の災害復旧工事に要する経費に係る国の負担金で、交付率は10分の6.67でございます。

9ページをお願ひします。

上段の表、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金では、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進）408万1000円を追加しております。これは、仮称八代うまいアサリ漁業協議会によるアサリ漁業V字回復に向けた漁獲量の拡大と、収益向上を図る事業の対象経費に係る国の交付金で、交付率は2分の1でございます。

次に中段の表、款16・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金、節1・社会福祉費負担金で、国民健康保険産前産後保険税負担金21万8000円を追加しております。これは、先ほど国庫負担金で申しました産前産後期間の保険税免除相当額を負担する県の負担金で、交付率は4分の1でございます。

次に下段の表、項2・県補助金、目2・民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金で、熊本県子どもの貧困対策推進事業費補助金75万円を追加しております。これは、県による子ども食堂支援枠が拡充されたことに伴い、対象となる市内5団体に食材費や運営費として1団体15万円を上限とする補助に必要な経費を追加す

るもので、全額県の補助金でございます。

次の目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金では、979万5000円を追加しております。このうち、説明欄1つ目のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業費補助金941万5000円は、米、小麦等の土地利用型農業の競争力強化のため、営農組織の規模拡大や生産コストの低減を図る2経営体のコンバイン等の農業用機械の導入に要する対象経費の一部を補助するもので、全額県の補助金でございます。

説明欄2つ目の県産麦安定生産体系構築支援事業補助金38万円は、1経営体の小麦の農業用機械導入経費の一部を補助するもので、全額県の補助金でございます。

10ページをお願いします。

上段の表、目7・教育費県補助金、節5・幼稚園費補助金の、園務改善のためのICT化支援事業補助金で450万円を追加しております。これは、市内公立幼稚園6園において、業務の効率化による事務負担軽減及び教育の質の向上を図るため、ICTの活用に必要なネットワーク環境整備に要する対象経費の一部を補助する県の補助金で、交付率は4分の3でございます。

次に中段の表、項3・委託金、目6・教育費委託金、節3・幼稚園費委託金の幼児教育推進事業委託金で50万円を追加しております。これは、幼児教育の質の向上を目的とした、一体的な体制整備及びアドバイザーの派遣に必要な経費に係る県の委託金でございます。

次に下段の表、款22、項1・市債で目9・災害復旧債、節2・公共土木施設災害復旧債で道路橋梁施設災害復旧事業650万円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で申しました、市道腰越～平線の復旧工事に要する経費の一部に充てるもので、充当率90%の災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出の総務費を説明いたします。11ページをお願いします。

上段の表、款2・総務費、項1・総務管理費で、上から、目1・一般管理費は、説明欄の、台湾基隆市友好交流事業として180万5000円を追加しております。これは、友好交流協定締結から5周年の節目となる記念行事として、本市を訪問される基隆市民使節団の受入れに関する経費として、節7・報償費の46万7000円は、通訳謝礼や市民使節団等への記念品代、節10・需用費の75万4000円は、歓迎レセプションなど、節12・委託料の47万9000円は、記念写真アルバム作成などでございます。来月20日から21日にかけて、基隆市長はじめ、議長を含む市民使節団70名が訪問されるところでございます。

次の目3・会計管理費は91万3000円を追加しております。これは、市税等の収納を代理する金融機関から指定金融機関への口座振替データの送信において、熊本銀行など6行が使用していたISDN回線が廃止されることから、回線の切替えのための新たな手数料など運用に係る経費でございます。

次の目6・情報推進費は、説明欄のデジタル化推進事業として75万円を追加しております。これは、デジタル技術を活用して本市の地域課題の解決を支援する、やっしろ×Techコンソーシアムが事業主体となって、県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金を活用した、やっしろデジタル活用サポート事業について、事業主体であるコンソーシアムの自己負担分を補助するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本敬晃君） ちょっと歳入のところなんですけども、熊本県子どもの貧困対策推進事業費補助金のところで、これ5団体分の75万円ですかね、と思うんですけども、これは5団体分しか出なかったのか、それとも対象団体がもう5団体だったから、5団体分を申請されたのか、ちょっとそこを教えてください。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（梅野展文君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の梅野でございます。

ただいま山本委員の御質問ですが、市内に5か所ということでありまして。現段階で設置されているのが5か所ということでございます。

○委員（山本敬晃君） ん、5か所……。5団体……。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（梅野展文君） はい、5団体です。

○委員（山本敬晃君） ああ、で、5団体分を申請してる。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（梅野展文君） そうです。

○委員（山本敬晃君） 分かりました。上限とかないんですか。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（梅野展文君） 上限というかですね、条件がございます。回数に応じて金額が決まっております、4回から10回、年間ですね——が5万円。それと11回から20回が10万円、21回以上が15万円ということで、この5団体ともに21回以上、年間予定されておられますので、15万円ということで予定をしてるところでございます。

○委員（山本敬晃君） これ、その該当する団体が、今後また新たな団体等が出てきたら、またそれは、その団体とかも申請があったら、それは申請できる……。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（梅野展文君） そうですね。実施に関しましては、今年度10月からということですので、10月以降、そういうところがあればというところでございます。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（堀 徹男君） 会計管理事務事業について、まずお聞きしますけど、ISDN回線が廃止されるということで、91万3000円。それは、今まで使ってた分に対して新しい回線にするために今回だけ出る91万3000円なのかということ、そもそもこの運用に係る経費というのはどれぐらいかかっているんですかね。

○会計管理者兼会計課長（丸山尊司君） こんにちは。会計課、丸山です。

ただいま、委員の御質問でございますけれども、この今回の補正予算、1回限りの部分につきましては、初回手数料というのが今回かかります。その部分は1回限りなんですけども、月額手数料というのがありまして、その部分については来年度以降もかかってくるということで、今年度、結局9月からの分を補正をしておりますけれども、9月からの分、初回手数料と月額手数料合わせて91万3000円というところで、今回、補正を上げてるところです。

月額手数料につきましては、銀行によって少し違うんですけども、月2万円であるとか、1万円であるとか、あと5000円のところ等もございます。銀行によって、ちょっとばらばらになっているというところでございます。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） はい、ありがとうございました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） デジタル化推進事業について伺います。

事業主体の、そもそも、やつしろ×T e c h
コンソーシアムですか、これ自体がちょっとよく
分からないんですけど、どんな団体さんなん
でしょうか。

○デジタル推進課長（田中博之君） おはよう
ございます。デジタル推進課の田中でございます。

委員お尋ねの、やつしろ×T e c hコンソー
シアムという名称でございますけども、こちら
のほうはですね、デジタル技術を活用しまし
て、本市のですね、地域の課題解決に向け、企
業とですね、あと教育機関、あと行政機関と金
融機関などのですね、多様な主体よっての連
携によりまして、デジタル化に向けた取組を支
援することを目的として、令和4年の4月に発
足しております。こちらの事務局のほうをです
ね、本市のデジタル推進課が中心となりまし
て、市内事業者等のですね、地域課題に関しま
す相談に対して、専門的知見からですね、助言
提案を行う取組のほうを行っております。

ちなみにデジタルのですね、知見を持ち合わ
せました民間事業者が11者、あと教育機関の
ほうが大学等3団体、あと行政機関が本市を含
めて4団体、以上18者のほうでですね、構成
をしております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） 団体の構成を教えてい
ただいたところなんですけど、今回の事業につ
いては、県の地域づくり夢チャレンジ推進補助
金をまず取られてるということで、事業の総額
とですね、引けば分かるんですけど、地域
づくり夢チャレンジ推進補助金だけじゃなく、
自己負担がない事業というのものなかなか見ない
なというのがありますので、まずその点につい
て。

○デジタル推進課長（田中博之君） 今回ので
すね、総額なんですけども、やつしろデジタル
活用サポート事業としまして、総額300万円

で行う予定としております。こちらのほうの県
のですね、交付割合なんですけど、4分の3、
225万円の交付決定のほうを受けておりま
す。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） いろんな形の補助金と
いうのがあると思うんですけど、あとのページ
も見たりするとですね、一定の団体に対する補
助の割合、事業費の総額の4分の3とか、今お
っしゃいましたけど、残りの自己負担分に対し
ても、また、市からの補助金が出せるというこ
とで、実質、事業主体にとっては自己負担ゼロ
でできてるのかなど。これは、財政のほうにも
ちょっとお尋ねしたいんですけど、そういった
補助金のやり方というか、方法というのは、今
までにもあまりないような例なのかなって思っ
たんですけども、まずその点についてです
ね。これは、どちらがお答えになるか分かりま
せんけど、補助金の在り方ということになりま
すかね。

○理事兼財政課長（中村光宏君） 財政課の中
村でございます。よろしくお願いたします。

この補助金につきましてはですね、直接やつ
しろ×T e c hコンソーシアムのほうに補助が
行きますので、その事業からの不足分というの
を直接補助するような形を取っております。

補助金につきましては、直接市に入ってきて
総額を出す補助金と、それから直接事業主体の
ほうに行く補助金がありますので、それによっ
て金額の計上の仕方は変わりますけれども、補
助金につきましてはですね、これが実際に市の
ためになるような補助金であれば、補助の交付
要項を作成しまして補助を出すというような形
になります。

以上です。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい、分かりました。
ということ伺った上でですね、先ほど説明が

あったように、市民に対する還元ですよね、自治体に対する。どういった還元がされるのかというのをもう一回詳しくお尋ねをしたいと思うんですけど。

○デジタル推進課長（田中博之君） 今回ですね、事業としましては2点ですね、計上のほうしてるんですけども、まず、デジタル活用マッチングサポート事業としまして、こちらのほうは企業さんですね、ネットリテラシーの向上であったり、あとリモートワークの導入方法ですね。あと、ビジネスでのSNSの活用などですね、講座の開催であったり、初歩的なですね、質問から高度なICT機器の活用方法などですね、幅広い相談体制ということで、機会のほうを設けたいと。

その効果としましてですけども、業務のですね、効率化、生産性につながるようなデジタル技術をですね、習得を支援することでデジタル化の浸透を図るというのとですね、あと受講者同士ですね、リテラシーの向上とともに、参加者間の交流やビジネスマッチングの機会、こちらの機会の創出をですね、図ってきたいというふうに考えております。

もう一点ですね、地域課題解決DX支援事業としましては、こちらのほうはですね、市内事業者から募集しました課題に対しまして、コンソーシアムの構成委員がですね、提案しましたデジタル技術の活用によってですね、解決策のマッチングによる実証の実施を行うものであります。

こちらのほうの効果としましては、まず、事業者とですね、コンソーシアムが連携しまして課題解決ということで、成功事例をですね、創出しまして、その事例をですね、地域に広めていくことを目的としております。その後ですね、市内の事業者間で広まった後、このコンソーシアムですね、対して積極的に相談の体制であったり、助言等が行われるような関係性を

ですね、築き上げていく中で、民間同士ですね、新たなビジネスにつなげていき、地域産業の活性化であったり、交流人口のですね、さらなる促進をですね、推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） よく理解できましたので、はい、ありがとうございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 台湾基隆市友好交流事業についてなんですけども、歓迎レセプションを開催されるということですが、その詳細と、あとここに食糧費、委託料、入場料でですね、レセプションの食事等だったり、記念写真アルバム作成とありますけども、これは受入れをされる台湾の方々に対してのみ出されるものでしょうか。交流事業なんで、こちらの本市側の参加者の方もいらっしゃると思うんですけど、そちらには出さないのか。ちょっとそこを確認させていただきたいです。

○国際課長（秋田大助君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国際課の秋田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

まず山本委員お尋ねの、歓迎レセプションの内容でございますけれども、歓迎レセプションは10月20日の夕方ですね、ホワイトパレスで実施する予定にしております。

内容といたしましては、中村市長の御挨拶であったり、基隆市からの御挨拶であったり、あとはくまモンもサプライズで登場するという予定にしております、あとは記念品の交換であったりというところで、主に会食の予定をしているところでございます。その際にですね、参加者全員の記念撮影をしまして、それをアルバムにして配付するという予定にしております。

食糧費のほうでございますが、基隆市側の出

席者、あと市からもですね、出席する予定にしております。市の行政側の関係部の出席を予定しておりますので、そちらの負担も公費で負担するような形でお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○委員（山本敬晃君） その歓迎レセプションの参加者については、本市の行政関係者ののみという形ですかね。それとも何か、一般市民にそういう告知というか、あとはいろんな団体とかに限って募集されるのか、ちょっとそこも確認させていただきたい。

○国際課長（秋田大助君） 歓迎レセプションの出席者でございますが、基隆市側の出席者のほか、八代市側としましては、行政の関係者、あと来賓として市議会の方々ですね。あと、そのほかに来賓としまして、八代商工会議所、八代市商工会、八代経済開発同友会、八代青年会議所さん、あと基隆市のほうにロータリークラブがございますけれども、そのロータリークラブと交流があります八代南ロータリークラブと八代東ロータリークラブと、台湾のですね、領事館、福岡にございますけれども、その福岡の領事館からも来賓として御出席をいただく予定でございます。

以上でございます。

○委員（山本敬晃君） 最後ちょっとあと1点だけなんですけど、入場料で松浜軒、博物館等とありますけれども、それは何か市内観光をされると思うんですけど、そこはもう台湾の方だけ。もしくは、こちらからも交流という形で、本市側から何人か一緒に観光というか、回られるのか、ちょっとそこを最後に伺いたいです。

○国際課長（秋田大助君） 市内の施設、回られる御予定はですね、まず、全体の行程についてちょっと御説明を申し上げますけれども、今回、台湾の基隆市から市民使節団来られますが、日本にはですね、20日に来られて24日

までいらっしゃいます。そのうち、八代には20日と21日に来られる予定です。20日、八代に来られまして、市長の表敬をされまして、その後、夕方に歓迎レセプションをする予定でございます。そのまま八代にお泊まりになられまして、翌21日に市内の観光をする予定でございます。夕方から花火大会を観覧していただくという予定です。そのまま熊本に行って、熊本にお泊まりになって、そのほか熊本市内であったり、福岡市内を観光されて24日に帰るという予定でございますが、その中で21日、市内の観光時については、基隆の方たちだけで回られるという予定です。その中で、市のほうで随行して御説明をしたいという形になります。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第70号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時29分 小会）

（午前10時30分 本会）

○議案第85号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第7号

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第85号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第7号を議題とし、歳入及び歳出の第8款・消防費について、財務部から説明願います。

○財務部次長（岩瀬隆敏君） 財務部、岩瀬でございます。引き続きよろしく願いいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて、議案第85号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第7号をお願いいたします。

今回追加をお願いするのは、今月3日に開催されました第7回熊本県女性消防操法大会において、八代方面隊本部分団が優勝し、第25回全国女性消防操法大会へ出場することから、その経費を補正するものでございます。

3ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ360万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ648億220万円としております。

それでは、8ページをお願いします。

まず、歳入でございます。上段の表、款11、項1、目1、節1・地方交付税は291万2000円を追加しております。今回の補正予算の一般財源でございます。

次に中段の表、款21・諸収入、項4、目5、節8・雑入で、全国女性消防操法大会出場旅費助成金68万8000円を追加しております。これは、公益財団法人日本消防協会及び一般財団法人熊本県消防協会からの大会出場旅費に係る経費の一部に対する助成金でございます。

次に歳出でございます。

下段の表、款8、項1・消防費、目2・非常備消防費は、説明欄の消防操法大会等事業として360万円を追加しております。これは、先ほど申しました八代方面隊本部分団の全国女性

消防操法大会への出場経費としまして、節8・旅費の321万2000円は、消防団員22人分及び職員5人分として、節11・役務費の19万2000円は、団旗、のぼり旗等の運搬費、節17・備品購入費の12万6000円は、消防ホース等の購入費、節18・負担金補助及び交付金の7万円は、全国大会出場に際しての助成金でございます。

来月21日、東京臨界広域防災公園にて開催される大会において、前回と同様の成績を収められることを期待するところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（田方芳信君） すいません、この消防費の中でホースを今度買われるということですけど、そのホースというのは、普通のホースとその大会に使うホースというのはやはり全然違うわけですか。

○理事兼危機管理課長（増田智郁君） おはようございます。危機管理課、増田でございます。よろしく願いいたします。

ホースの種類でございますが、通常火災用で使われるホース、あと競技用のホースというふうに分けられておまして、今回購入を考えておりますのは、競技用のホースの購入を予定をいたしております。

以上でございます。

○委員（田方芳信君） はい、分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 旅費についてお伺いをしたいと思いますが、22名の消防団員さんが随行されるということで聞きましたけれども、その22人という人数が、どういう積算をされて連れていかれるのかというのをお聞きし

たいと思います。

○理事兼危機管理課長（増田智郁君） ただいま御質問の22名の内訳でございますが、まず、今回優勝いたしました八代方面隊本部分団の中にあります女性隊の方が10名いらっしゃいます。八代方面隊ですので、男性隊員もおりますので、そのうち、さらに男性隊員を3名、さらに八代市の消防団長、それと各方面隊長、それと指導員さん、それと実際に技術を指導していただく消防署、八代消防本部から1名御参加されて、合計22名という形でございます。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（堀 徹男君） 操法大会、私もですね、3回出場して、これの大変さというのは、よく分かっているんですね。22名、応援が多ければ多いほどですね、気合も入ったりとかするわけですけど、限られた予算の中で行くということでもありますので、精いっぱい応援をしていただいでですね、また、全国優勝というね、栄誉を勝ち取っていただけるように願っております。

○委員長（古嶋津義君） ほかに意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第85号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第7号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号・専決処分の報告及びその承認について（令和5年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分））

○委員長（古嶋津義君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第73号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（岩瀬隆敏君） 財務部、岩瀬でございます。三たびよろしくお願ひいたします。失礼しまして着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて議案書の1ページをお願いします。

議案第73号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

2ページをお願いします。

専決第5号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第5号ですが、内容は、先月8月に襲来しました台風6号により被災した施設の災害復旧経費について、本年8月21日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、5ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ940万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ646億8700万円としております。

また、第2条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては7ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。表中、災害復旧事業は、補正前の限度額6億6820万円に940万円を追加し、補正後の限度額を6億7760万円としております。

それでは、総務委員会付託分について、歳入

のみとなりますが、11ページをお願いいたします。

款22、項1・市債、目9・災害復旧債、節2・公共土木施設災害復旧債で、道路橋梁施設災害復旧事業940万円を追加しております。これは、本年8月の台風6号により被災した市道五家荘～椎葉線の測量設計委託及び応急仮工事並びに市道八八重～四方田線の土砂撤去に要する経費に充てるもので、充当率100%の災害復旧事業債でございます。

以上で説明を終わります。御承認のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第73号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時42分 小会）

（午前10時43分 本会）

◎議案第74号・財産の無償譲渡について（鏡町下村字屋敷の土地）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第74号・鏡町下村字屋敷の土地

に係る財産の無償譲渡についてを議題とし、説明を求めます。

○財産経営課長（塩塚将朗君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財産経営課の塩塚でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。失礼して着座にて御説明申し上げます。

それでは、タブレット端末の議案書の13ページをお願いいたします。

議案第74号・財産の無償譲渡についてでございますが、本件は、1、譲渡する土地に記載の鏡町下村字屋敷の2筆の土地につきまして、2、譲渡の相手方として、鏡町下村区長に対して無償譲渡をするものでございますが、財産を無償譲渡することについて、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の次のページ、14ページには位置図をお示ししておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、別紙の説明資料にて経緯などについて御説明いたします。

右肩に記載があります総務委員会資料、議案第74号関係の資料をお願いいたします。見出しがオレンジ色のものとなっております。

資料左側の1、無償譲渡を行う理由といたしましては、鏡町下村の土地は、自治会等として財産の所有が認められなかった時代に、下村区の代理として旧鏡町が取得したものでございます。

その後、地縁団体として認可された下村区から、登記簿上の土地の所有権を戻してほしいとの要望があり、本市が当該地を取得した経緯が土地購入寄附金を受領しての用地売買であること、また相続人からの寄附であること、さらに両者間の立場を踏まえた覚書も締結していることから、認可地縁団体の要件を満たした下村区に対して、今回、無償譲渡の手続を行うもので

ございます。

資料左下の2、現況及び経緯についてですが、まず①八代市鏡町下村字屋敷434番地の土地につきましては、資料右側の3、位置図の左下部分を赤枠で囲っている土地になります。地目は宅地で面積は811.30平方メートル、現況といたしましては、下村地区集落農事集会所の敷地として使用されている土地でございます。

その土地の経緯といたしましては、昭和62年9月及び10月に、当時の有佐農業協同組合から八代郡鏡町へ土地の売買及び移転登記がなされております。また、同年11月、12月には、下村地区集落農事集会所事業に対する土地購入指定寄附金として、下村区から鏡町長に寄附があり、それに対する寄附金の受領及び当該土地の所有や管理に関する覚書の締結がなされております。

令和4年3月に下村区が地縁団体として認可を受けられた後、譲渡の要望があり、本年8月に土地の売買の仮契約を締結したところでございます。

次に、②八代市鏡町下村字屋敷547番地の土地につきましては、資料右側の3、位置図の右上部分の赤枠で囲っている土地になります。地目は宅地で面積は207.39平方メートル、現況は鏡町消防団第10分団第2部の積載車格納庫敷地として使用されている土地でございます。

経緯といたしましては、昭和51年5月に、土地所有者の相続人から八代郡鏡町に対しまして、村の公民館敷地として土地の寄附がなされ、同年6月に移転登記がなされるとともに、当該土地の所有や管理に関する覚書が締結されております。

令和4年3月に下村区が地縁団体として認可された後、本年8月に土地の売買の仮契約を締結したところでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（高山正夫君） 無償譲渡に関しては全く異論ございませんが、管理ですね。今後の管理というのは、譲渡した土地にはどういったふうになっていきますか。

○財産経営課長（塩塚将朗君） 御質問の、今後の管理につきましては、下村区のほうで全ての管理をされることになっております。

以上でございます。

○委員（高山正夫君） それについてはもう合意されてるということでしょうか。

○財産経営課長（塩塚将朗君） 御説明を申し上げて御納得をいただいております。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 1点。現在の登記簿上の所有者は市ですか。

○財産経営課長（塩塚将朗君） おっしゃるとおり八代市でございます。

○委員（堀 徹男君） じゃ、譲渡で所有権移転の登記は、この可決後に当該自治会で負担されて登記をされるということでしょうか。

○財産経営課長（塩塚将朗君） 御質問の、所有権移転登記をされる際にですね、登録免許税が必要になりますけども、それは地元自治区下村区のほうで御負担されることになっております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） はい、分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、これより採決いたします。

議案第74号・鏡町下村字屋敷の土地に係る財産の無償譲渡については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

◎議案第76号・訴えの提起について

○委員長(古嶋津義君) 次に、議案第76号・訴えの提起についてを議題とし、説明を求めます。

○財産経営課長(塩塚将朗君) 財産経営課の塩塚でございます。引き続きよろしくお願いたします。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、タブレット端末の議案書の17ページをお願いいたします。

議案第76号・訴えの提起について御説明いたします。

本件は、八代市立病院跡地の一部にある個人所有地について、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起することについて、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次のページ、議案書の18ページには物件目録、それと議案書の19ページには位置図をお示ししておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、別紙の説明資料にて経緯などを御説明いたします。

右肩に記載があります総務委員会資料、議案第76号関係の資料をお願いいたします。見出しが緑色の資料でございます。

資料左側の1、訴えの提起を行う理由といたしましては、八代市立病院は、平成31年3月に閉院となった後、建物の解体を行ったところでございますが、敷地内に一部個人所有の土地がございます。

登記簿上の所有者を八代市に移転する必要がありますが、所有者死亡(昭和46年9月3日、海外で他界)、その相続人も所在不明なため、登記ができない状況となっております。このことから、所有権の移転を行うためには、時効取得が唯一の方法でありますために、訴えを提起するものでございます。

資料左下の2、現況及び経緯についてですが、旧市立病院の敷地内にある個人所有の土地は、妙見町字観行寺149番で、資料右側の3、位置図の右上部分を赤枠で囲っている土地でございます。地目は田で、面積は535平方メートルでございます。

その土地の経緯といたしましては、①昭和28年頃、八代市立病院の病棟を増築するための敷地として土地を取得しておりますが、当時、所有者が海外へ移住され、連絡が取れず、所有権移転登記ができなかったところでございます。③平成31年3月に八代市立病院が閉院され、④令和2年に建物の解体を行っております。その後、今回の妙見町字観行寺149番の所有権移転に向けての手続を開始いたしております。⑤令和2年から3年度に土地家屋調査士による土地の境界確定及び敷地の測量、司法書士による土地の相続人の調査を実施しております。⑥令和3年から4年度には、相続人調査の結果、相続人の所在が不明であったことから、不在者財産管理人を選任してもらうように、熊本家庭裁判所八代支部へ申立てを行い、選任を認めるとの審判をいただいております。⑧今年

度に入りまして、不在者財産管理人を被告として、本市代理人である弁護士による時効取得による所有権移転請求の訴訟の提起をしております。

訴訟で勝訴となれば、本市への所有権移転登記が可能となるものでございます。なお、昭和28年9月15日に当該土地の取得から今日までの約70年間、善意で平穩かつ公然と所有の意思をもって占有していることから、土地の取得から昭和48年9月15日をもって、20年の経過による時効取得が完成したことになります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 時効取得なんですけど、民民では成立したと、たしか思うんですけど、今回のケースと逆の場合はたしか成立しなかったんですけど、今回のケースは成立するんですか。民有地を官が時効取得するというのは。

○財産経営課長（塩塚将朗君） 御質問の件でございますが、一応民法の162条にですね、所有権の取得時効の規定がございまして、そちらに公有地とか、民有地という、官民という規定はございませんので、20年間ですね、所有したというところで、その規定にのっとったものであると考えております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） じゃ、確認なんですけど。公有地を20年間、民間の方が占有していて気づかなかつたと、自治体がね、官が。その場合でも時効取得って、今のあれだったら成り立つんですか。そのケースはないって聞いたけど。

○財産経営課長（塩塚将朗君） 申し訳ありま

せん。具体的な細かいところまではちょっと承知をしていないところではございますが、民法のその他の規定のところですね、同様の所有権の取得時効についての関連規定があったかと思えますけども、その中ではですね、やはりこのような形ですね、所有権を主張するといったことについての関連の規定があったかと思えます。ちょっと申し訳ありません。細かいところは把握しておりませんが、そういう意味でですね、所有権を主張し続けるということが重要なかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい、分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 時効取得日の起算日ですね、昭和28年9月15日というのは、これは実際訴える時点で代理人とはちゃんと、この起算日は有効ということによろしいんでしょうか。何か台帳上での9月15日となっていますが。

○財産経営課長（塩塚将朗君） 御質問の、昭和28年9月15日の起算日ということでございますが、一応代理人と協議の上で決定しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） よろしゅうございますか。

○委員（高山正夫君） はい。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 関連する質問になると思うんですけど、同じようなケースがですね、結構あると思うんですよ。それは把握されてますか。

○財産経営課長（塩塚将朗君） 申し訳ございません。現在のところ、その他の土地につきま

しては把握ができておりません。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） はい、分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（堀 徹男君） 土地の所有権移転等の数ですね、登記。もう、これ登記が最大の数ですね、所有権主張の根拠になるんですよ。ほかにもですね、そういった事例をですね、私聞いたことがあります。登記ミス、あるいは境界の確定ミスで、民有地を市が管理し続けていたりとかですね。そういったケースもですね、聞き及んでおりますので、先ほどないと、分からないと、把握されてないということなんですけど、ぜひともですね、機会を捉えて、何だっけ、今自治体取り組んでいる土地の地籍調査等々がですね、発見された場合にはですね、すべからくやっていただきたい、進めていただきたいというふうに思います。

○委員長（古嶋津義君） ほかに御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第76号・訴えの提起については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部は退室願います。

（執行部 退席）

○委員長（古嶋津義君） 次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、郵送等にて届いております要望書等につきまして

は、タブレット端末にて御確認をお願いいたします。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了しました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（古嶋津義君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で所管事務調査2件についてを終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程を全部終了いたしました。これをもって総務委員会を散会いたします。

(午前11時02分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年9月27日

総務委員会

委員長